

障害等級	小腸機能障害																																																			
1級 (指数18)	次のいずれかに該当し、かつ、栄養維持が困難（注1）となるため、推定エネルギー必要量（表1）の60%以上を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるものをいう。 a 疾患等（注2）により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時、75cm未満（ただし乳幼児期は30cm未満）になったもの b 小腸疾患（注3）により永続的に小腸機能の大部分を喪失しているもの	(表1) 日本人の推定エネルギー必要量 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 齢</th> <th colspan="2">エネルギー(kcal/日)</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0～5 (月)</td><td>5 5 0</td><td>5 0 0</td></tr> <tr><td>6～8 (月)</td><td>6 5 0</td><td>6 0 0</td></tr> <tr><td>9～11 (月)</td><td>7 0 0</td><td>6 5 0</td></tr> <tr><td>1～2</td><td>9 5 0</td><td>9 0 0</td></tr> <tr><td>3～5</td><td>1, 3 0 0</td><td>1, 2 5 0</td></tr> <tr><td>6～7</td><td>1, 3 5 0</td><td>1, 2 5 0</td></tr> <tr><td>8～9</td><td>1, 6 0 0</td><td>1, 5 0 0</td></tr> <tr><td>10～11</td><td>1, 9 5 0</td><td>1, 8 5 0</td></tr> <tr><td>12～14</td><td>2, 3 0 0</td><td>2, 1 5 0</td></tr> <tr><td>15～17</td><td>2, 5 0 0</td><td>2, 0 5 0</td></tr> <tr><td>18～29</td><td>2, 3 0 0</td><td>1, 7 0 0</td></tr> <tr><td>30～49</td><td>2, 3 0 0</td><td>1, 7 5 0</td></tr> <tr><td>50～64</td><td>2, 2 0 0</td><td>1, 6 5 0</td></tr> <tr><td>65～74</td><td>2, 0 5 0</td><td>1, 5 5 0</td></tr> <tr><td>75以上</td><td>1, 8 0 0</td><td>1, 4 0 0</td></tr> </tbody> </table> <p>「食事による栄養摂取量の基準」（令和2年厚生労働省告示第10号）</p>	年 齢	エネルギー(kcal/日)		男	女	0～5 (月)	5 5 0	5 0 0	6～8 (月)	6 5 0	6 0 0	9～11 (月)	7 0 0	6 5 0	1～2	9 5 0	9 0 0	3～5	1, 3 0 0	1, 2 5 0	6～7	1, 3 5 0	1, 2 5 0	8～9	1, 6 0 0	1, 5 0 0	10～11	1, 9 5 0	1, 8 5 0	12～14	2, 3 0 0	2, 1 5 0	15～17	2, 5 0 0	2, 0 5 0	18～29	2, 3 0 0	1, 7 0 0	30～49	2, 3 0 0	1, 7 5 0	50～64	2, 2 0 0	1, 6 5 0	65～74	2, 0 5 0	1, 5 5 0	75以上	1, 8 0 0	1, 4 0 0
年 齢	エネルギー(kcal/日)																																																			
	男	女																																																		
0～5 (月)	5 5 0	5 0 0																																																		
6～8 (月)	6 5 0	6 0 0																																																		
9～11 (月)	7 0 0	6 5 0																																																		
1～2	9 5 0	9 0 0																																																		
3～5	1, 3 0 0	1, 2 5 0																																																		
6～7	1, 3 5 0	1, 2 5 0																																																		
8～9	1, 6 0 0	1, 5 0 0																																																		
10～11	1, 9 5 0	1, 8 5 0																																																		
12～14	2, 3 0 0	2, 1 5 0																																																		
15～17	2, 5 0 0	2, 0 5 0																																																		
18～29	2, 3 0 0	1, 7 0 0																																																		
30～49	2, 3 0 0	1, 7 5 0																																																		
50～64	2, 2 0 0	1, 6 5 0																																																		
65～74	2, 0 5 0	1, 5 5 0																																																		
75以上	1, 8 0 0	1, 4 0 0																																																		
3級 (指数7)	次のいずれかに該当し、かつ、栄養維持が困難（注1）となるため、推定エネルギー必要量の30%以上を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるものをいう。 a 疾患等（注2）により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時、75cm以上150cm未満（ただし乳幼児期は30cm以上75cm未満）になったもの b 小腸疾患（注3）により永続的に小腸機能の一部を喪失しているもの																																																			
4級 (指数4)	小腸切除または小腸疾患（注3）により永続的に小腸機能の著しい低下があり、かつ、通常の経口による栄養摂取では栄養維持が困難（注1）となるため、随時（注4）中心静脈栄養法又は経腸栄養法（注5）で行う必要があるものをいう。																																																			
	<p>(注1) 「栄養維持が困難」とは栄養療法開始前に以下の2項目のうちいずれかが認められる場合をいう。なお、栄養療法実施中の者にあつては、中心静脈栄養法又は経腸栄養法によって推定エネルギー必要量を満たしうる場合がこれに相当するものである。 1) 成人においては、最近3ヶ月間の体重減少率が10%以上であること（この場合の体重減少率は、平常の体重から減少の割合、又は（身長-100）×0.9の数値によって得られる標準的体重からの減少の割合をいう）。15歳以下の場合においては、身長及び体重増加がみられないこと。 2) 血清アルブミン濃度3.2g/dl以下であること。</p> <p>(注2) 小腸大量切除を行う疾患、病態 1) 上腸間膜血管閉塞症 2) 小腸軸捻転症 3) 先天性小腸閉鎖症 4) 壊死性腸炎 5) 広汎腸管無神経節症 6) 外傷 7) その他</p> <p>(注3) 小腸疾患で永続的に小腸機能の著しい低下を伴う場合のあるもの 1) クロウン病 2) 腸管ペーチェット病 3) 非特異性小腸潰瘍 4) 特発性仮性腸閉塞症 5) 乳児期難治性下痢症 6) その他の良性的吸収不良症候群</p> <p>(注4) 「随時」とは、6ヶ月の観察期間中に4週間程度の頻度をいう。 (注5) 「経腸栄養法」とは、経管により成分栄養を与える方法をいう。 (注6) 手術時の残存腸管の長さは腸間膜付着部の距離をいう。 (注7) 小腸切除（等級表1級又は3級に該当する大量切除の場合を除く）。又は小腸疾患による小腸機能障害の障害程度については再認定を要する。 (注8) 障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもって行うものとし、それ以外の小腸機能障害の場合は6ヶ月の観察期間を経て行うものとする。</p>																																																			

障害等級	肝臓機能障害																									
1級 (指数18)	次のいずれにも該当するものをいう。 (ア) Child-Pugh分類（注1）の合計点数が7点以上であつて、肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。 (イ) 次の項目（a～j）のうち、5項目以上が認められるもの。 a 血清総ビリルビン値が5.0mg/dl以上 b 血中アンモニア濃度が150μg/dl以上 c 血小板数が50,000/mm <sup>3</sup> 以下 d 原発性肝がん治療の既往 e 特発性細菌性腹膜炎治療の既往 f 胃食道静脈瘤治療の既往 g 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染 h 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある i 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある j 有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある																									
2級 (指数11)	次のいずれにも該当するものをいう。 (ア) Child-Pugh分類（注1）の合計点数が7点以上であつて、肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。 (イ) 上記の項目（a～j）のうち、aからgまでの1つを含む3項目以上が認められるもの。																									
3級 (指数7)	次のいずれにも該当するものをいう。 (ア) Child-Pugh分類（注1）の合計点数が7点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。 (イ) 上記の項目（a～j）のうち、aからgまでの1つを含む3項目以上が認められるもの。																									
4級 (指数4)	次のいずれにも該当するものをいう。 (ア) Child-Pugh分類（注1）の合計点数が7点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。 (イ) 上記の項目（a～j）のうち、1項目以上が認められるもの。																									
	<p>肝臓移植を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去（軽減）状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定して、1級に該当するものとする。</p> <p>(注1) Child-Pugh分類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1点</th> <th>2点</th> <th>3点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肝性脳症</td> <td>なし</td> <td>軽度（Ⅰ・Ⅱ）</td> <td>昏睡（Ⅲ以上）</td> </tr> <tr> <td>腹水</td> <td>なし</td> <td>軽度</td> <td>中程度以上</td> </tr> <tr> <td>血清アルブミン値</td> <td>3.5g/dl超</td> <td>2.8～3.5g/dl</td> <td>2.8g/dl未満</td> </tr> <tr> <td>プロトロンビン時間</td> <td>70%超</td> <td>40～70%</td> <td>40%未満</td> </tr> <tr> <td>血清総ビリルビン値</td> <td>2.0mg/dl未満</td> <td>2.0～3.0mg/dl</td> <td>3.0mg/dl超</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注2) 再認定について 初めて肝臓機能障害の認定を行う者であつて、Child-Pugh分類の合計点数が7点から9点の状態である場合は、1年以上5年以内の期間内に再認定を実施すること。</p>		1点	2点	3点	肝性脳症	なし	軽度（Ⅰ・Ⅱ）	昏睡（Ⅲ以上）	腹水	なし	軽度	中程度以上	血清アルブミン値	3.5g/dl超	2.8～3.5g/dl	2.8g/dl未満	プロトロンビン時間	70%超	40～70%	40%未満	血清総ビリルビン値	2.0mg/dl未満	2.0～3.0mg/dl	3.0mg/dl超	
	1点	2点	3点																							
肝性脳症	なし	軽度（Ⅰ・Ⅱ）	昏睡（Ⅲ以上）																							
腹水	なし	軽度	中程度以上																							
血清アルブミン値	3.5g/dl超	2.8～3.5g/dl	2.8g/dl未満																							
プロトロンビン時間	70%超	40～70%	40%未満																							
血清総ビリルビン値	2.0mg/dl未満	2.0～3.0mg/dl	3.0mg/dl超																							

障害等級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 (13歳以上の場合)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 (13歳未満の場合)
1級 (指数18)	ヒト免疫不全ウイルスに感染して、次のいずれかに該当するものをいう。 (ア) CD4陽性Tリンパ球数が200/μl以下で、次の項目（a～1）のうち6項目以上が認められるもの。 a 白血球数について3,000/μl未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く b Hb量について男性12g/dl未満、女性11g/dl未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く c 血小板数について10万/μl未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く d ヒト免疫不全ウイルス-RNA量について5,000コピー/ml以上の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く e 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月に7日以上ある。 f 健常時に比し10%以上の体重減少がある。 g 月に7日以上不定の発熱（38℃以上）が2ヶ月以上続く h 1日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある i 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある j 口腔内カンジダ症（頻回に繰り返すもの）、赤痢アメーバ症、帯状疱疹 単純ヘルペスウイルス感染症（頻回に繰り返すもの）、糞線虫症及び伝染性軟属腫等の日和見感染症の既往がある k 生鮮食品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である l 軽作業を超える作業の回避が必要である (イ) 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のもの。	ヒト免疫不全ウイルスに感染して、次のいずれかに該当するものをいう。 (ア) 次の項目（a～r）のうち1項目以上が認められるもの。 a 30日以上続く好中球減少症（<1,000/μl） b 30日以上続く貧血（<Hb 8g/dl） c 30日以上続く血小板減少症（<100,000/μl） d 1か月以上続く発熱 e 反復性又は慢性的の下痢 f 生後1か月以前に発症したサイトメガロウイルス感染 g 生後1か月以前に発症した単純ヘルペスウイルス気管支炎、肺炎又は食道炎 h 生後1か月以前に発症したトキソプラズマ症 i 6か月以上の小児に2か月以上続く口腔咽頭カンジダ症 j 反復性単純ヘルペスウイルス口内炎（1年以内に2回以上） k 2回以上又は2つの皮膚節以上の帯状疱疹 l 細菌性の髄膜炎、肺炎又は敗血症（1回） m ノカルジア症 n 播種性水痘 o 肝炎 p 心筋症 q 平滑筋肉腫 r HIV腎症
2級 (指数11)	ヒト免疫不全ウイルスに感染して、次のいずれかに該当するものをいう。 (ア) CD4陽性Tリンパ球数が200/μl以下で、1級の項目（a～1）のうち3項目以上が認められるもの。 (イ) エイズ発症の既往があり、1級の項目（a～1）のうち3項目以上が認められるもの。 (イ) CD4陽性Tリンパ球数に関係なく、1級の項目（a～1）のうちaからdまでの1つを含む6項目以上が認められるもの。	ヒト免疫不全ウイルスに感染して、次のいずれかに該当するものをいう。 (ア) 次の項目（a～r）のうち1項目以上が認められるもの。 a 30日以上続く好中球減少症（<1,000/μl） b 30日以上続く貧血（<Hb 8g/dl） c 30日以上続く血小板減少症（<100,000/μl） d 1か月以上続く発熱 e 反復性又は慢性的の下痢 f 生後1か月以前に発症したサイトメガロウイルス感染 g 生後1か月以前に発症した単純ヘルペスウイルス気管支炎、肺炎又は食道炎 h 生後1か月以前に発症したトキソプラズマ症 i 6か月以上の小児に2か月以上続く口腔咽頭カンジダ症 j 反復性単純ヘルペスウイルス口内炎（1年以内に2回以上） k 2回以上又は2つの皮膚節以上の帯状疱疹 l 細菌性の髄膜炎、肺炎又は敗血症（1回） m ノカルジア症 n 播種性水痘 o 肝炎 p 心筋症 q 平滑筋肉腫 r HIV腎症
3級 (指数7)	ヒト免疫不全ウイルスに感染して、次のいずれかに該当するものをいう。 (ア) CD4陽性Tリンパ球数が500/μl以下で、1級の項目（a～1）のうち3項目以上が認められるもの。 (イ) CD4陽性Tリンパ球数に関係なく、1級の項目（a～1）のうちaからdまでの1つを含む4項目以上が認められるもの。	ヒト免疫不全ウイルスに感染して、次のいずれかに該当するものをいう。 (ア) 次の項目（a～h）のうち2項目以上が認められるもの。 a リンパ節腫脹（2か所以上で0.5cm以上。対称性は1か所とみなす） b 肝腫大 c 脾腫大 d 皮膚炎 e 耳下腺炎 f 反復性又は持続性的上気道感染 g 反復性又は持続性的副鼻腔炎 h 反復性又は持続性的中耳炎 (イ) 2級の年齢区分ごとのCD4陽性Tリンパ球数及び全リンパ球に対する割合に基づく免疫学的分類において「中等度低下」に該当するもの。
4級 (指数4)	ヒト免疫不全ウイルスに感染して、次のいずれかに該当するものをいう。 (ア) CD4陽性Tリンパ球数が500/μl以下で、1級の項目（a～1）のうち1項目以上が認められるもの。 (イ) CD4陽性Tリンパ球数に関係なく、1級の項目（a～1）のうちaからdまでの1つを含む2項目以上が認められるもの。	ヒト免疫不全ウイルスに感染して、3級の項目（a～h）のうち1項目以上が認められるもの。